

「高齢者の医薬品適正使用の指針」各論編を公表へ ～昨年公表の総論編の追補

厚生労働省は、高齢者の医薬品適正使用の指針の各論編(療養環境別)を、意見募集を経た上で4月下旬に公表する予定です。同指針は、高齢者医薬品適正使用検討会が案を取りまとめたもので、先行してと取りまとめられていた総論編(2018年5月に通知済み)の追補となります。

同指針の各論編(療養環境別)は、患者の病態、生活、環境の移行に伴い関係者にとって留意すべき点が増えることを念頭に、患者の療養環境ごとの留意事項を明らかにすることを目的として取りまとめたものとされています。療養環境は、①外来・在宅医療・特別養護老人ホーム等の常勤の医師が配置されていない施設、②急性期後の回復期・慢性期の入院医療、③その他の療養環境(常勤の医師が配置されている介護施設等)の3部に分けられており、処方確認・見直しの考え方、療養環境移行時や移行後の留意点、処方検討時の留意点などが示されています。各論編の主たる利用対象は総論編と同様に、医師、歯科医師、薬剤師とされていますが、服薬支援、情報共有などで看護師やその他の職種の間接的関わりも重要であるため、医師・歯科医師・薬剤師以外の職種が関与する場合、その職種と役割が記載されています。

維持期・生活期リハビリの経過措置終了で通知 厚生労働省は、維持期・生活期の疾患別リハビリテーションの経過措置が終了することに伴う対応について、地方厚生局などに通知し、医療機関等への周知を求めました。要介護・要支援認定を受けている入院外の患者に対し、診療報酬上の標準的算定日数を超えて実施されるリハビリテーションのことで、算定は2019年3月31日までの間に限り可能とされています。通知では、医療保険から介護保険への円滑な移行を促進する観点から、2019年3月中に維持期・生活期リハビリテーション料を算定している患者が、別の施設で介護保険におけるリハビリテーション(訪問、通所)を同一月に併用する場合に限り、介護保険のリハビリテーション利用開始日を含む月の翌々月まで、引き続き維持期・生活期リハビリテーション料を月7単位まで算定できるとしています。また、維持期・生活期リハビリテーション料を算定している医療機関は、2019年4月1日以降、患者が介護保険におけるリハビリテーションを希望する場合、その患者を担当する居宅介護支援事業所等に対してリハビリテーションが必要である旨を指示するよう求めています。

外国人患者受け入れで医療機関向けマニュアルの案 厚生労働省の訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会で、「外国人患者受け入れのための医療機関向けマニュアル」の案が提示されました。外国人患者の受け入れに必要な知識や情報、体制を整備する際のポイントを示したもので、そのうち、体制整備に関する事項の中では、患者に対して事前に概算医療費を提示することや、未収金が可能な限り生じないように、キャッシュレス決済の体制を整備することなどを促しています。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867